

J P T E C北海道会則

第1章 総則

(名称等)

- 第1条 本会は、「J P T E C北海道」と称する。
- 2 本会が業務を実施する区域は、北海道内とする。

(事務所)

- 第2条 本会の事務所を次の場所とする。北海道江別市東野幌383番地4

(目的)

- 第3条 本会は、北海道救急医学会会則第8章の規定に基づき、北海道の病院前救護における救急隊員等の観察・処置能力の向上を通じ、外傷患者の救命率向上と早期社会復帰に寄与することを目的とし、その目的を達成するため、一般社団法人J P T E C協議会（以下単に「協議会」という。）と提携し、次の事業を行う。

- (1) 研修会の開催
- (2) 講演会の開催、出版物の発行、インターネットを利用した情報提供等による普及啓発活動
- (3) 会員相互及び関連組織との連絡及び提携
- (4) 国内外の関係団体との交流・協力活動
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(コースの開催等)

- 第4条 本会は、協議会との協定に基づき、前条第1号の研修会として、第1条第2項の区域に住所又は勤務先の所在地を有する者を主たる対象に、次に掲げる研修会（第2章及び第5章において「コース」という。）を開催する。

- (1) J P T E Cプロバイダーコース
- (2) J P T E Cインストラクターコース
- (3) プロバイダー更新コース
- (4) ミニコース
- (5) ファーストレスポnderコース

第2章 会員

- 第5条 本会の推薦に基づいて協議会によりJ P T E Cインストラクターの登録を受けた者は、同時に本会の会員となる。
- 2 会員は、届出ていつでも退会することができる。この場合において、会員は、協議会に対しても、その定めるところにより退会の届出をしなければならない。

- 3 協議会により J P T E C インストラクターの登録を取り消された者は、同時に本会の会員の地位を失う。当該登録の有効期間が更新されずに途過したときも、同様とする。
- 4 代表は、会員に J P T E C インストラクターとしてふさわしくない非行があると認めるときは、幹事会の決定を経て、協議会に対し当該会員の除名を求めることができる。

第3章 役員

(役員)

第6条 本会に次の各号に掲げる役員を置き、当該役員的人数は当該各号に定めるところによる。

- (1) 代表 1人
- (2) 副代表 2人以上10人以内
- (3) 監事 1人
- (4) 幹事 10人
- (5) 世話人 相当数
- (6) 事務局長 1人

- 2 代表及び副代表は、世話人会で選出する。
- 3 監事は、代表が、世話人以外の会員のうちから、世話人会の同意を得て委嘱する。
- 4 幹事は、代表が、世話人のうちから、世話人会の同意を得て委嘱する。
- 5 世話人は、代表が、会員のうちから、世話人会の推薦を経て委嘱する。
- 6 事務局長は、代表が、世話人のうちから、指名する。
- 7 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員の補充として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 役員は本会会員（J P T E C インストラクター）の資格を失ったときは解任される。
- 9 代表は、役員に役員としてふさわしくない非行があると認めるときは、幹事会の決定を経て、当該役員を解任することができる。

(職務)

第7条 代表は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき、又は代表が欠けたときは、あらかじめ代表が定めた順序によりその職務を代行する。
- 3 監事は、決算を審査し、並びに他の役員業務の執行状況及び本会の財産の状況を監査する。
- 4 幹事は、幹事会の決定に基づき、幹事会の業務を分担する。
- 5 世話人は、世話人会の決定に基づき、本会の業務を分担する。

6 事務局長は、命を受け、本会の事務を掌理する。

(評議員)

第8条 評議員は、代表が、本会の業務に関し知識又は経験を有する者及び業務に関し実績を有する関係団体からの推薦者のうちから、世話人会の決定を経て、委嘱する。

2 評議員の人数は、3人以上10人以内とする。

3 第6条第7項の規定は、評議員の任期について準用する。

4 評議員は、評議員会を構成する。

5 代表は、評議員に評議員としてふさわしくない非行があると認めるときは幹事会の決定を経て、当該評議員を解任することができる。

(報酬)

第9条 役員は、無報酬とする。

第4章 議決機関等

(世話人会)

第10条 世話人会は、この会則で定める事項を審議し、決定する。

2 世話人会は、世話人をもって構成する。監事は、世話人会に出席することができる。

3 世話人会の議長は、代表若しくは代表が指名した世話人が務める。

4 世話人会は、代表が、毎事業年度定期に招集する。

5 世話人の数の3分の1以上の世話人が、世話人会の目的たる事項及び招集理由を示した書面を代表に提出して、世話人会の招集を請求したときは、代表は、世話人会を招集しなければならない。

6 世話人会は、過半数の世話人が出席しなければ、開くことができない。この場合において、世話人会に欠席する世話人があらかじめ代表に委任状を提出したときは、その世話人は出席したものとみなす。

7 世話人会の議事は、出席した世話人の過半数の賛成により決する。

(幹事会)

第11条 幹事会は、本会の運営及び業務に係るすべての重要事項を審議し、決定する。

2 幹事会は、代表、副代表、幹事及び事務局長をもって構成する。監事は、幹事会に出席することができる。

3 幹事会の議長は、代表若しくは代表が指名した幹事が務める。

4 幹事会は、代表が、随時招集する。ただし、議案を示して、持ち回りで審議することを妨げない。

5 幹事会の構成員の数の3分の1以上の者が、幹事会の目的たる事項及び招集理由を示した書面を代表に提出して、幹事会の招集を請求したと

きは、代表は、幹事会を招集しなければならない。

6 幹事会は、過半数の構成員が出席しなければ、開くことができない。

7 幹事会の議事は、出席した構成員の過半数の賛成により決する。

(評議員会)

第12条 評議員会は、本会の運営及び業務に関し、代表の諮問に応じ、代表に対し、意見を具申する。

2 評議員会の議長は、評議員の互選により定める。

3 評議員会は、代表が、必要に応じ、幹事会の決定を経て、招集する。

4 評議員以外の役員は、評議員会に出席することができる。

5 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数の賛成により決する。

(事務局)

第13条 本会の業務を実施するため、本会に、事務局を置く。

2 事務局に事務局長以外の職員をおくことができる。

3 前項の職員は、事務局長の推薦により代表が任命する。

(その他の組織)

第14条 この規約に定めるもののほか、本会の業務を円滑に実施するため、世話人会の決定により、必要な組織を設けることができる。

第5章 業務

(コースの基準)

第15条 本会のコースは、協議会が定める基準に基づいて実施する。

(JPTECプロバイダーの登録等)

第16条 本会は、JPTECプロバイダーコースを修了し、協議会が定める所定の基準を満たして認定された者をJPTECプロバイダーとして、事務局に備え置く名簿に登録する。

2 前項の登録の有効期間及び更新については、協議会が定めるところによる。

3 本会は、JPTECプロバイダーの認定を受けた者に対し、別に定めるところにより、認定証を交付する。

(JPTECインストラクターの推薦等)

第17条 本会は、JPTEC協議会定款施行規則第7条第1項に定める受講資格を有する者がJPTECインストラクターコースを修了したときは、JPTECプレインストラクターとして事務局に備え置く名簿に登録する。この場合において、JPTECプレインストラクターの登録を受けている者が、その有効期間中コースにおいて指導を担当したときは、当該コースの開催日を基準として登録を更新する。

2 前項の登録の有効期間及び更新については、協議会が定めるところによ

る。

- 3 本会は、J P T E C プレインストラクターの登録を受けている者が当該登録の有効期間中 J P T E C プロバイダーコースにおいて指導を担当した場合において、その指導能力を評価し、良好と認めるときは、協議会に対し、J P T E C インストラクターとして推薦する。
- 4 本会は、協議会により J P T E C インストラクターの登録を受けている者の当該登録の更新に際し、その者が当該登録の有効期間中コースにおいて2回以上指導を担当したときは、協議会が定めるところにより、協議会に対し、J P T E C インストラクターとして再推薦する。

(会費および手数料等)

第18条 会員から会費を徴収することができる。会費の額、徴収時期等は幹事会において別に定める。

第19条 本会は、コースの実施に関し、次に掲げる所定の手数料を収受する。金額は別に定める。

- (1) J P T E C プロバイダーコース受講手数料
- (2) J P T E C インストラクターコース受講手数料
- (3) J P T E C プロバイダー登録更新手数料
- (4) J P T E C プロバイダー認定証再交付手数料
- (5) J P T E C ミニコース受講手数料
- (6) J P T E C ファーストレスポnderコース受講手数料

第6章 会計

(事業計画及び予算)

- 第20条 代表は、毎事業年度、幹事会の決定を経て、事業計画及び予算を作成し、世話人会に報告しなければならない。
- 2 事業年度開始後やむを得ない事情により事業計画を変更し、又は予算を補正しなければならないときは、代表は、幹事会の決定を経て、事業計画を変更し、又は予算を補正することができる。
 - 3 代表は、毎事業年度終了後決算報告書を作成し、幹事会の決定を経て、世話人会に報告しなければならない。
 - 4 本会の運営に必要な経費は、北海道救急医学会の助成金および前項で定める手数料、会費およびその他をもってこれに充てる。

(財務)

- 第21条 本会の財産は、幹事会の決定に基づき、代表が管理する。
- 2 事務局長は、代表の命を受け、金銭出納簿、備品台帳、預金通帳その他の会計に関する帳簿及び帳票を整備しなければならない。本会に備える会計

帳簿は、電磁的方法により記録することができる。

- 3 本会の支出は、予算の範囲内において、代表の決裁を得て、事務局長が行う。
- 4 事務局長は、本会に属する現金が紛失し、又は財産が減損したときは、直ちに代表に報告し、指示を受けなければならない。
- 5 代表は、翌会計年度以降における債務負担を内容とする契約を締結しようとするときは、あらかじめ幹事会の決定を経なければならない。

(事業年度)

第22条 本会の事業及び会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 代表は、事業年度ごとに事業実施結果報告書を北海道救急学会会長に報告しなければならない。

第7章 雑則

(改正)

第23条 この規約の改正は、幹事会の決定による。

(その他)

第24条 この会則に定めるもののほか、この会則の実施に関し必要な事項については、別に定めることができる。

第25条 本会の設立は平成19年5月1日とする

附則

- 1 この会則は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 この会則の施行に伴い、JPTEC協議会北海道支部は、解散する。
- 3 この会則の施行の際、現にJPTEC協議会北海道支部の役員である者は、この規約に相当する役員の規定がある場合は、この会則に基づいて本会の当該相当する役員が選任されるまでの間、当該相当する役員の職にあるものとする。
- 4 第6条第7項の規定にかかわらず、本会の設立時の役員の任期は、平成20年3月31日までとする。

附則 (会則改正)

- 1 この会則は、平成29年4月1日から施行する。